

県の「緊急事態宣言」に伴う特例措置など新たな対応

新型コロナウイルス感染症対策のための業務執行体制

1. 基本方針

- ①接触機会の低減を徹底するため、原則として、同一執務内での勤務職員数8割削減に取り組む。
- ②新型コロナウイルス感染症対策業務には、職員を最優先配置する。
- ③各部局が所管する通常業務のうち、県民生活と社会機能維持に影響する業務は継続する。

2. 業務の区分（省略）

3. 勤務体制

業務区分		勤務体制	
新型コロナウイルス感染症対策として実施すべき対応業務	最優先	出勤	
通常業務	優先（継続）	執務室における感染拡大を防ぐため、以下を併用し、同一執務室での勤務職員数を原則として通常時の2割程度とする。 ・出勤（時差出勤、サテライトオフィス等を積極的に活用）（※1） ・在宅勤務（※2） ・週休日等の振替（※3）	
その他業務	縮小	可能な限り、従事人員を縮小し、最優先業務または優先業務（継続）へ再配置	
	休止	最優先業務または優先業務（継続）へ再配置	

- （※1）県庁大会議室での勤務については、4月13日付け滋人第410号人事課長通知を参照のこと。
（※2）在宅勤務制度の特例措置については、4月17日付け滋人第426号人事課長通知を参照のこと。
また、チャットツールの活用について、追って情報政策課長通知が発出される予定である。
（※3）週休日の振替等の特例措置については、4月17日付け滋人第434号人事課長通知を参照のこと。

4. その他

- 新型コロナウイルス感染症対策に係る最優先業務を確実に実施するため、部局横断的に、縮小・休止する業務から最優先業務に職員を集中的に再配置する。特に、以下の業務について、全庁的な応援体制を構築する。
 - ①新型コロナウイルス感染症者に係る宿泊療養施設の運営業務
 - ②健康医療福祉部（地方機関を含む）における継続すべき業務
- 健康医療福祉部以外の部局における継続（または縮小する）業務については、部局長のマネジメントのもと、職場内の感染防止対策を講じつつ、部局内での要員確保を基本とする。ただし、職員の発症などにより部局内での対応が困難となった場合には、部局横断による応援体制について調整する。

勤務の割振パターン例

職員	月	火	水	木	金	土	日
1 課長	□	週休日	□	在宅	□	週休日	在宅
2 参事	在宅	□	週休日	□	在宅	□	週休日
3 ○○係長	週休日	在宅	■	週休日	在宅	在宅	□
4 ○○係員ア	□	週休日	在宅	■	週休日	在宅	在宅
5 ○○係員イ	在宅	□	週休日	在宅	■	週休日	在宅
6 ○○係員ウ	在宅	在宅	□	週休日	在宅	■	週休日
7 △△係長	週休日	在宅	在宅	□	週休日	在宅	■
8 △△係員A	■	週休日	在宅	在宅	□	週休日	在宅
9 △△係員B	在宅	■	週休日	在宅	在宅	□	週休日
10 △△係員C	週休日	在宅	■	週休日	在宅	在宅	□
通常時の執務室での勤務者数	2	2	2	2	2	2	2

【勤務等の種類】

- : 通常時の執務室での勤務
- : サテライトオフィス等での勤務
- 在宅 : 在宅勤務
- 週休日 : 日～土の同一週内において、土日以外にも週休日を割振

週休日の振替等を行う場合の特例

1. 対象となる職員
全ての職員（会計年度任用職員を含む）
2. 対象となる期間
令和2年4月17日から5月6日まで
3. 週休日の振替等を行う場合の特例
これまで、週休日の振替等を命じる場合、振替対象となる業務を定めてきたが、上記の期間においては、これに該当しない場合についても、週休日の振替を行うことができる。
4. その他
3のほか、週休日・休日の勤務を命じる場合、「週休日・休日の割り振り変更」を行うことができる。

在宅勤務制度の特例措置

1. 特例措置の内容
 - (1) 対象職員
会計年度任用職員および非常勤嘱託員についても対象とする。
 - (2) 在宅勤務の定義
「リモートワーク環境」を用いることを要しない。
 - (3) 実施する場合の手続き
在宅勤務を希望する職員は、「実施しようとする日の前日の午午前中まで」に申請することとする。
2. リモートワーク環境を用いずに在宅勤務を行う手順
 - ①セキュリティの観点から、デスクトップやドキュメント、Dドライブなど端末に保存されているデータをあらかじめファイサーバー等へ移動すること。
 - ②在宅勤務に必要な最小限のデータを端末に保存する。
 - ③所属長の承認を得て共通事務端末を持ち帰り、在宅勤務を実施する。

県立総合病院に患者受入で申入れ



新型コロナウイルス感染症で、県内においてもクラスターが発生するなど感染者が急増する中、滋賀県は、県内の患者増加に対応するため、指定病院以外で軽度の患者を受け入れることとし、県立総合病院において

も一定の病床を引き受けることが示されました。日本全体が新型コロナの猛威に窮している国難の中で、県立病院の役割や使命は認識するものですが、急展開の動きに、職場では不安、戸惑い、混乱が生じています。自治労病院事業庁労組は病院当局に対して、院内感染の防止策の徹底、職員への対応（妊婦や持病のある者等の除外、精神的肉体的な負担の軽減、特別手当の支給等）を行い、職員一丸となって乗り越える条件整備を要請しました。

申し入れを受けた望月事務局次長は、「県立病院の果たすべき役割と受け止め、できる限りの準備や対応を行い、職員一丸となって乗り越えられるように努めたい」と応えました。

安心のライフプランへ「ろうきんの財形貯蓄」を(4/21~5/8)

財形貯蓄の詳細&申し込み：近畿ろうきんの担当者が説明します。(ろうきん大津支店：077-524-5356)

新たな組合員を歓迎します！職場に新しい風を吹かせよう！

自治労県職の活動や共済事業（保険など）の説明は自治労県職の組合事務所まで（☎077-528-4790）